



平成 25 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 三菱重工業株式会社
代 表 者 取締役社長 宮永 俊一
(コード番号 7011)
上 場 取 引 所 東 名 福 札
問 合 せ 責 任 者 社長室広報部長 中山 明彦
(TEL03-6716-3111)

和解による訴訟等の解決に関するお知らせ

当社と米国 ゼネラル・エレクトリック社（以下、「GE 社」という。）は、米国において双方が提起していた風車の特許侵害に関する複数の訴訟等について和解し、両社の間で係争中の風車関連の訴訟等はすべて終結することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 20 年 2 月に、GE 社が米国国際貿易委員会（ITC）（注 1）に、当社製 2.4MW 可変速風車が 2 件の GE 社の米国特許を侵害し、1930 年関税法 337 条（注 2）に違反しているとして、当社、MHIA 社（注 3）及び MPSA 社（注 4）を被申立人として申立てを実施して以来、米国において、当社と GE 社は風車の特許侵害に関して複数の訴訟で争っておりました。具体的には、上記 ITC 関連の手続きに加え、テキサス州南部地区連邦地裁（平成 21 年 9 月 3 日 GE 社が提訴）、テキサス州北部地区連邦地裁（平成 22 年 2 月 11 日 GE 社が提訴）、フロリダ州中部地区連邦地裁（平成 22 年 5 月 20 日当社が提訴）及びアーカンソー州西部地区連邦地裁（平成 22 年 5 月 20 日当社が提訴）における訴訟が係争中でしたが、今般、上記の風車関連訴訟はすべて和解により解決することに合意いたしました。なお、各訴訟の関連開示につきましては、別紙をご参照ください。

2. 和解の相手方の概要

(名 称) ゼネラル・エレクトリック社

(所在地) 米国コネチカット州

(代表者) ジェフリー・イメルト (会長兼 CEO)

3. 和解の内容

当社と GE 社は、風車特許に関する全ての訴訟等をクロスライセンス契約（特許権をもっている各企業が、自社の特許権はそのままにして、その実施権のみを相互に与えあう契約）により解決します。

なお、和解契約上、具体的な和解内容については、公表しないことになっております。

4. 業績への影響

今回の和解が当社業績に与える影響は軽微であり、平成 26 年 3 月期連結業績予想の修正はありません。

以 上

(注1) 米国国際貿易委員会 (ITC : International Trade Commission) は、米国内の産業から提起される不公正貿易行為についての申立てを調査・審理する政府機関。

(注2) 1930 年関税法 337 条とは、米国に輸入される製品が特許を含む知的財産権を侵害している疑いがあり、米国内でその知的財産権を所有かつ利用している者からの申立てがあった場合、ITC が調査を行えると規定する法令。

(注3) MHIA 社 (Mitsubishi Heavy Industries America, Inc.) は、当社米国法人。

(注4) MPSA 社 (Mitsubishi Power Systems Americas, Inc.) は、MHIA 社の 100%子会社であり当社原動機事業の米国拠点。

GE 社との米国風車特許に係る訴訟の関連開示

1. 米国国際貿易委員会(ITC)の調査手続及び関連訴訟
 - ・平成 21 年 8 月 8 日付「当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国国際貿易委員会の仮決定について」
 - ・平成 21 年 11 月 25 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国国際貿易委員会の最終決定期限延長のお知らせ」
 - ・平成 21 年 12 月 19 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国国際貿易委員会の最終決定期限再延長のお知らせ」
 - ・平成 22 年 1 月 9 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国国際貿易委員会の最終決定に関するお知らせ」
 - ・平成 24 年 3 月 1 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国連邦巡回控訴裁判所の判決に関するお知らせ」

2. 米国テキサス州南部地区連邦地裁における訴訟
 - ・平成 21 年 9 月 9 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する訴訟の提起について」
 - ・平成 21 年 11 月 25 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車の米国輸入に関する米国国際貿易委員会の最終決定期限延長のお知らせ」

3. 米国テキサス州北部地区連邦地裁における訴訟
 - ・平成 24 年 3 月 9 日付「当社製 2.4MW 風車に係る米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所の陪審評決に関するお知らせ」
 - ・平成 25 年 5 月 29 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車に係る米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所の判決に関するお知らせ」
 - ・平成 25 年 6 月 27 日付「(開示事項の経過) 当社製 2.4MW 風車に係る米国テキサス州北部地区連邦地方裁判所の判決に対する控訴に関するお知らせ」

4. 米国フロリダ州中部地区連邦地裁及び米国アーカンソー州西部地区連邦地裁における訴訟
 - ・平成 22 年 5 月 21 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」
 - ・平成 24 年 7 月 10 日付「(開示事項の経過) 当社が提起した米国特許侵害訴訟に係る米国フロリダ州中部地区連邦地方裁判所の判決に関するお知らせ」
 - ・平成 25 年 2 月 12 日付「(開示事項の経過) 当社が提起した米国特許侵害訴訟に係る米国フロリダ州中部地区連邦地方裁判所の判決に関するお知らせ」
 - ・平成 25 年 3 月 8 日付「(開示事項の経過) 当社が提起した米国特許侵害訴訟に係る米国連邦巡回区控訴裁判所への控訴に関するお知らせ」

以 上